

2025 年 4 月 9 日

大阪府・大阪市 IR 推進局長 様

全日本建設交運一般労働組合  
兵庫 ダンプ 支部  
執行委員長 大永 哲也

## 申 入 書

冠省

貴社におかれましては、日々ご清祥のことと存じます。

さて、公共工事や大規模民間工事の施工、ダンプを使用した購入土や骨材・合材・産業廃棄物の運搬にあたっては「ダンプ規制法第 12 条に規定する団体等の設立状況をふまえ、同団体等への加入者の使用を促進すること」となっております。これらは発注者が請負者に徹底するものであり、国・地方自治体・独立行政法人など、すべての公共事業発注者が重視しているものです。例えば国土交通省においても「現場説明指導事項」を作成し、その指導徹底に努めておりますが、関係方面の努力もあり、全国の各工事における「ダンプ規制法第 12 条団体等の使用促進措置」は、概ね適正に進められております。これらは、春と秋に実施される「全国交通安全運動」でも、ダンプカー事故の根源対策として強調されております。

ダンプ規制法第 12 条団体に該当するのは、(社)ダンプカー協会と建交労ダンプ支部(所属分会含む)です。下記工事においても、当組合所属ダンプに対する「使用促進措置」がとられるよう申し入れます。

なお当組合は、発注機関に対しては「入札契約適正化促進法」に基づく、首尾一貫した請負者指導を求めているところです。

今日の世論では、企業の社会的責任(CSR)も強調されております。「ダンプ交通安全対策」は、内閣総理大臣が責任をもってすすめている重要課題です。当該工事においても、法令遵守に配慮した対応を求めるものです。

### 1. (大阪 IR 事業用地液状化対策工事) ( )

※ ダンプ規制法第 12 条団体の優先使用については、第 80 回国会(昭和 52 年)でも質疑応答がされ、翌年の 6 省庁通達が出されております。公共工事は「請負契約約款」に基づき、発注者と請負者は対等な立場で「信義にしたがって誠実にこれを履行する」となっていることも、再認識してください。

以上